

「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関連）」の運用について

	意見・質問	回答
	土地の利用履歴等調査について	
1	<p>3000㎡以上の土地の区域にて、土地の形質変更が行われる場合、条例により土地の利用履歴等調査が必要となる。</p> <p>土地の利用履歴等調査に用いる資料は各種示されているが、具体的な手順はどのように行うのか。</p>	<p>具体的な手順は様々ですが、以下の方法も考えられます。</p> <p>まずは住宅地図で、土地の変遷を調べます。昔の住宅地図には建物が記載されていないため、航空写真を補足的に活用して建物有無を調査します。建物があつた場合、登記簿から、工場・事業場名などを特定します。</p> <p>工場・事業場の特定ができれば、各種届出書等により使用等されていた管理有害物質の種類や、施設の配置を調査します。</p> <p>また、聞き取り調査等により、管理有害物質の使用等の可能性を広く調査します。</p>
2	<p>3000㎡以上の土地の区域にて形質変更が行われる際に管理有害物質を含む廃棄物が埋設されていた履歴がある場合は、当該管理有害物質について土壌の調査を行うこととなっているが、内容物不明の廃棄物が埋設されている場合は、土壌の調査をどのように行うのか。</p>	<p>土地の利用履歴等調査の管理有害物質の欄は「不明」とし、廃棄物層直下の地山部分で全項目についての調査を行います。</p> <p>なお、事前に廃棄物層の調査が行われ、廃棄物層に含まれる管理有害物質が特定されている場合は、当該物質を調査対象物質にすることは可能です。</p>
	土壌汚染状況調査について	
3	<p>条例の管理区域は単位区画（100㎡）で指定されるが、さらに細かく土壌汚染状況調査を行い、管理区域を単位区画以下とすることができるか。</p>	<p>100㎡に1点よりも詳細な調査を条例に基づく調査として行うことはしておりませんので、管理区域の指定は100㎡単位となります。</p> <p>なお、措置の範囲を少なくするためにより詳細な調査を行うことは可能ですが、その調査は条例上の調査ではなく措置の一部と位置づけられます。</p>

4	<p>土壌汚染状況調査において、汚染のおそれのある区域として管理有害物質の流れる配管付近の調査を行う場合、配管の深度が50cm以上の場合、配管下50cmについて土壌汚染状況調査を行うこととしているが、配管下に土壌汚染が確認された場合には配管上の調査は必要か。</p>	<p>土壌汚染状況調査は、配管下で行う場合は、その調査結果のみで、管理区域の指定の要否を判断し、配管上の調査は不要です。なお、配管上部についても土壌汚染の可能性があるのであれば、措置時に配管上部についても調査を行うことも考えられます。</p>
5	<p>条例に基づく調査範囲は、形質変更される土地の区域や工場敷地のみで、周辺地区の調査は不要なのか。</p> <p>周辺に汚染が及んでいる場合も考えられるが、その周辺土地の調査は、必要に応じ、当該土地所有者が実施するものと解してよいか。</p>	<p>条例に基づく調査は形質変更される土地の区域や工場の敷地のみで、その周辺の土地についての調査の必要はありません。</p> <p>一般に、土壌汚染は局所的に起こることが多く、工場又は事業場の敷地の周辺にまで土壌汚染が広がることは希ですが、もし、そのような土壌汚染が確認され、人の健康被害が生ずるおそれがあるような場合には、当該周辺の土地の所有者に土壌法第4条の調査命令が発せられることとなります。</p>
6	<p>過去に「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成11年環境庁)」に基づく土壌汚染状況調査が行われていた場合、その調査結果は条例に基づく土壌汚染状況調査に利用できるのか。</p>	<p>指針に基づき1000㎡で行った調査は、汚染の存在するおそれの少ない区域での900㎡の調査密度とみなせると考えています。</p> <p>また、同じ調査密度でない調査結果についても、信頼性のおける調査結果であれば、当該土地の利用履歴等の資料として活用できると考えています。</p>
7	<p>既に部分的に土壌汚染状況調査が行われている土地が、条例の調査対象となった場合に、条例に基づく土壌汚染状況調査に不足する部分について、追加調査を行えば足りるか。</p>	<p>部分的に調査が行われた土地の調査が、条例に定める試料の採取等の方法と同等程度に土壌汚染状況を的確に把握できる精度を保持して試料採取等が行われていると認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌汚染が生じたおそれがないと認められるときには、過去に実施した調査結果について、本条例に基づく調査結果と見なすことができます。</p> <p>なお、過去に調査・対策指針に基づく調査が行われた場所についても同様の考え方です。</p>
8	<p>条例に基づく土壌汚染状況調査が行われ、その結果、自然的要因により基準値を超過している場合は、土壌汚染とみなされるのか。</p>	<p>自然的要因により管理有害物質が基準値を超過している場合は土壌汚染とはみなされず、措置は必要ありません。</p>

措置について		
9	<p>条例に基づき管理区域に指定された土地から汚染土壌を搬出する場合、セメント材料としての処分は可能か。</p>	<p>汚染土壌は、管理有害物質が含有されていても構成成分の多くが珪酸分や粘土分であるので、セメント製品の品質に影響を及ぼさない範囲で、セメントの原材料として利用できる場合があります。</p> <p>なお、土壌汚染対策法においても、「暫定的に現在行われている指定区域外の土地から搬出される汚染土壌のセメント等製造施設における利用を妨げるものではない」として、セメントの原材料としても利用を認めています。</p>
10	<p>条例に基づき管理区域に指定され、人の健康被害のおそれがある場合、措置が必要となる。管理区域は敷地内に点在するケースが多いが、そのような管理区域において、原位置封じ込め・遮水工封じ込め・遮断工封じ込め等の措置を行う際に管理区域外の土地を含めて施工することは可能か。</p>	<p>原位置封じ込め・遮水工封じ込め・遮断工封じ込め等の措置を管理区域外の土地を含めて施工することは、管理区域外に汚染が拡散するおそれがあるためできません。</p>
11	<p>一部の管理区域内の汚染土壌を掘削除去し、特定の管理区域に集積することにより、一部の管理区域の指定解除を行うことは可能か。</p>	<p>管理区域内であれば、汚染土壌を移動し、管理区域の指定の一部解除は可能です。ただし、物質の種類、溶出量・含有量基準の異なる汚染土壌を混合するときは、汚染土壌の移動後の管理が正確になされている必要があります。</p>